平成２５年（フ）第３７９６号
千葉県松戸市秋山86番地
破産者　よしざわ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４５２号
東京都江戸川区東小岩５丁目33番17号
破産者　株式会社宮本商事
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４５３号
千葉県船橋市前原西１―38―15―301、住民票上の住所東京都江戸川区東小岩５丁目35―12
破産者　宮本　輝信
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４２９号
東京都足立区西新井４丁目33―15―203、開始決定時の住所東京都足立区谷在家１丁目14―５―304
破産者　齋藤　　仁
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０４０号
東京都府中市小柳町５丁目14―41
破産者　荒川　直子（旧姓武岳）
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５７５号
東京都武蔵野市桜堤３丁目２―６
破産者　山口　和重
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５８４号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1367―１―209
破産者　高橋　直人
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１３０号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目10番８号サンライズビル４階
破産者　合同会社オリーブ
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１３１号
東京都中野区上高田２丁目14―８　エルウィング上高田306
破産者　門司　　恵
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４５０号
東京都府中市西府町２丁目26―６
破産者　山本　幸廣
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６２６号
千葉県香取郡多古町大高２番地34
破産者　有限会社カトリ
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６２７号
千葉県香取郡多古町大高２―34
破産者　香取　一夫
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７３１号
東京都墨田区江東橋２丁目１―５―206、開始決定時の住所東京都墨田区東向島５丁目21―13―1103
破産者　杉沼　清志
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９７９号
東京都荒川区西日暮里２丁目53番２号
破産者　株式会社Ｋ・Ｋフーズ
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０７６号
埼玉県川越市問屋町４番地１
破産者　アサナカ紙商事株式会社
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７４２号
東京都調布市小島町２丁目56番３号　調布センタービル205号
破産者　三ッ矢商事有限会社
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７９５号
千葉県旭市ニの3366番地20
破産者　河合敬三郎
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９０１号
東京都足立区梅島３丁目３―24―302
破産者　小竹　雪義
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９０２号
東京都足立区梅島３丁目３―24―302
破産者　小竹　由美
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４２号
東京都世田谷区宇奈根１丁目25―３　ブライアンＢ―１、開始決定時の住所東京都世田谷区野毛２丁目28―４―202
破産者　賀川　　敦
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４３号
東京都世田谷区宇奈根１丁目25―３　ブライアンＢ―１、開始決定時の住所東京都世田谷区野毛２丁目28―４―202
破産者　賀川まなみ
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３０３号
東京都板橋区徳丸１丁目58―10　サンパレス徳丸第１―507
破産者　西久保道久
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部